

大阪府気候変動対策の推進に関する条例等の改正について

—特定事業者等の届出制度の改正（令和5年4月1日から）—

■ 改正の背景

府では、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現に向けて、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度から40%削減する目標を掲げた大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を2021年3月に策定しました。この目標は、従来の延長線上の取組で達成できるものではなく、脱炭素社会の将来像を共有し、あらゆる主体が一体となった気候変動対策が重要であり、省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの導入や電動車の普及を最大限進めるなど、人々の暮らしや事業活動での大きな変革が必要です。

こうしたことから、今般、これまでの「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を改正し、名称を「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」とし、事業者による意欲的な排出削減を促すための制度の強化等に関する各種規定整備を行いました。

■ 特定事業者の届出制度にかかる主な改正内容

項目	改正内容
特定事業者の規模要件	・自動車を使用する事業者(以下を除く)：100台以上 → 30台以上に改定 ・一般乗用旅客自動車運送事業を営む者：250台以上 → 75台以上に改定
対策計画書の計画期間	初めて届出があったときから3年毎 → 届出の日の属する年度から令和12年度までの期間に改定 (令和3、4年度に対策計画書を提出された事業者も、新たに対策計画書の作成をお願いします。(3年間の計画期間終了後ではありません。))
実績報告書の評価について	計画期間の最終年度の実績をもとに評価 → 計画期間の毎年度の実績をもとに評価、に改定
事業者の対策義務	温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化 → 気候変動の緩和及び気候変動への適応並びに電気の需要の最適化に改定
届出の対象	エネルギーを多量に使用する事業者（特定事業者） → 上記に加え、特定事業者以外の事業者も届出ができる規定を新設 (公表・評価等についても併せて規定)
変更の届出等の取扱い	・氏名若しくは名称又は住所に変更があったときの届出を規定 ・事業の概要に変更があったときの変更対策計画書の届出を規定 → 変更対策計画書に代えて、対策の内容や目標等の届出事項に変更があったとき又は事業の廃止・休止・再開があったときの届出を規定
その他運用上の取扱いの改定 (「気候変動対策指針」に記載予定)	・計画期間における特定事業者の対策による削減の目安：3年間で3% → 1年あたり1.5% ・算定に使う電気の排出係数：計画期間中、基準年度の基礎排出係数に固定 → 年度により変動する調整後排出係数を使用 ・その他の新たな規定について → 事業者が容易に把握できる内容での再生可能エネルギーの利用率を報告 → 事業者が取り組むべき重点対策の項目について、気候変動への適応に関する取組みやサプライチェーン全体での削減取組等を追加

■ 今後のスケジュール

・令和4年度内 改正条例に基づく「気候変動対策指針」の策定など詳細な制度設計。

新たな制度に関する事業者向け説明会等を実施予定（別途ご案内します。）

・令和5年4月1日 改正条例の施行。**新たな届出制度の運用を開始**